
6000 社会保険適用時処遇改善コース

6001 概要

雇用する有期雇用労働者等について、新たに社会保険の被保険者（※１）要件を満たしたことをもって社会保険の被保険者となった際に、いわゆる年収の壁を意識せず働くことのできるよう賃金総額を増加させる措置（手当支給・賃上げ・労働時間延長）を講じること、又は週所定労働時間を４時間以上延長する等の措置を講じ、これによって新たに社会保険の被保険者要件を満たし、社会保険に適用させること（※２）（※３）。

※１ 健康保険法による健康保険の被保険者又は厚生年金保険法による厚生年金保険の被保険者をいう。

※２ いずれも、令和８年３月３１日までに新たに社会保険に適用させた場合に限り助成する。

※３ 最低賃金法（昭和３４年法律第１３７号）第１４条及び第１９条に定める最低賃金の効力が生じた日以後に賃金規定等を増額した場合、当該最低賃金に達するまでの増額分は含めない（２年目以降の措置を除く。）。

6002 支給対象事業主

次のイ又はロのいずれかに該当する事業主であること。

イ 雇用する有期雇用労働者等について、基本給の増額、労働時間の延長又は社会保険の適用拡大等（※１）によって、新たに社会保険の被保険者要件を満たし、その被保険者とした事業主であって、以下の(イ)及び(ロ)の措置（手当等支給メニュー）又は(イ)及び(ハ)の措置（併用メニュー）のいずれかの措置を講じるとともに、以下(ニ)から(ト)までのいずれにも該当する事業主であること。

※１ 雇用期間の延長又は学生であった身分に係る条件の変更のみによって、社会保険の被保険者要件を満たすこととなる場合は、これに該当しない。以下、ロにおいても同じ。

(イ) 新たに社会保険の被保険者とした対象労働者について、支給対象期（※２）における労働者負担分の社会保険料額（健康保険法による健康保険以外の医療保険制度に加入する場合は当該保険の本人負担分を含む）以上の額（※３）を、一時的に支給する手当（※４）、恒常的に支給する手当又は基本給（以下「一時的に支給する手当等」という。）として、各支給対象期分の賃金として新たに支給する（※５）（※６）。

※２ 6004イ及びロに定める第１期及び第２期支給対象期、並びに同イ(ロ)に定める第３期及び第４期支給対象期。

※３ 労働者負担分の社会保険料率が１５％を超える場合においては、支給対象期の標準報酬月額及び標準賞与額の１５％以上の額であっても差し支えない。

※４ 社会保険料の標準報酬の算定において考慮しないものとして扱われる手当のこと。

※５ 社会保険に適用した日の属する月の社会保険料、又は当該月の翌月の社会保険料に対する一時的に支給する手当等として支給を開始していること。

なお、一時的に支給する手当等を毎月支給する場合、社会保険に適用した日の属する月に係る賃金算定期間の１日目から起算して２か月目分の賃金支払い（基本給ベース。6004※においても同じ。）までの間に、支給を開始していること。

※６ 当該措置を２年間講じる場合（6004イ(ロ)に該当する取組の場合）、第４期支給対象期に係る支給申請時において、第５期支給対象期以降の待遇として、イ(ロ)前段に規定する措置を講じている事業主であること。

- (ロ) イ(イ)の措置後、対象労働者に対して基本給等(※7)の増額又は週所定労働時間の延長あるいはその両方の措置を講じることによって、当該労働者の基本給等の総支給額を「第1期支給対象期における基本給の総支給額(※8)」と比較して18%以上増額し(※9)、当該支給対象期分の賃金として支給する(※10)。
- ※7 基本給及び新たに支給する恒常的な手当(イ(イ)※4の一時的に支給する手当を恒常的に支給する手当として就業規則等に規定した場合など)。
- ※8 第1期支給対象期において、基本給を15%以上増額支給している場合には、イ(イ)の措置を講じる前の基本給×第1期支給対象期の実労働時間数から算出した額と比較する。
- ※9 「基本給等の増額」の措置のみを講じている場合は、イ(イ)の措置を講じる前の基本給と比較して、基本給等で18%以上増額していること。
- ※10 支給対象期間の第1期及び第2期にイ(イ)の措置を講じ、第3期にイ(ロ)の措置を講じる場合(6004イ(イ)の場合)は、増額の方法を「基本給等の増額」に限る。
- (ハ) 対象労働者に対して、支給対象期間の第1期及び第2期にイ(イ)の措置を講じた後、第3期にロ(イ)の措置を講じる(6004ロに該当する取組)。
- (ニ) 新たに社会保険の被保険者とした対象労働者を、6004のイ又はロに定める各支給対象期の期間以上継続して雇用し、当該労働者に対して同支給対象期分(※11)の賃金を支給した事業主であること。
- ※11 勤務をした日数が11日未満の月(以下「11日未満の月」という。)は除く。但し、11日未満の月に本人負担分の社会保険料が発生しており、当該負担分の賃金(手当等)を支給する場合は、11日未満の月であっても含める。
- (ホ) 新たに社会保険の被保険者とした対象労働者について、基本給及び定額で支給されている諸手当を社会保険の適用前と比べて減額していない事業主であること。
- (ヘ) 新たに社会保険の被保険者とした対象労働者について、社会保険の被保険者要件を満たすこととなった日以降の全ての期間、雇用保険及び社会保険の被保険者として適用させている事業主であること。
- (ト) 新たに社会保険の被保険者とした対象労働者について、社会保険加入状況を明確にした雇用契約書等を作成及び交付している事業主であること。
- ロ 以下の(イ)及び(ロ)の措置(労働時間延長メニュー)を講じるとともに、以下(ハ)から(ヘ)までのいずれにも該当する事業主であること。
- (イ) 雇用する有期雇用労働者等について、週所定労働時間を4時間以上延長する(※12)、又は週所定労働時間を1時間以上4時間未満延長するとともに基本給を増額する(※13)。
- ※12 延長後6か月の週所定労働時間と延長前6か月の週当たりの平均実労働時間の差が4時間以上である場合をいう。但し、延長前後6か月の週所定労働時間の差が4時間以上であって、延長前後6か月の週当たりの平均実労働時間の差が4時間以上である場合を含む(1時間以上4時間未満延長である場合も同様とする。))。
- ※13 週所定労働時間の延長時間数に応じた基本給の増額率については、下表のとおり。
- | | 週所定労働時間の延長時間数 | | |
|---------|---------------|------------|------------|
| | 1時間以上2時間未満 | 2時間以上3時間未満 | 3時間以上4時間未満 |
| 基本給の増額率 | 15%以上 | 10%以上 | 5%以上 |
- (ロ) 基本給の増額、労働時間の延長又は社会保険の適用拡大等によって、対象労働者が新たに

社会保険の被保険者要件を満たし、当該者を新たに社会保険の被保険者とする場合であって、適用日の1か月前の日から起算して3か月が経過する日の前日までの間に併せてロ(イ)の措置(週所定労働時間の延長等)を講じる、又はロ(イ)の措置によって、新たに社会保険の被保険者要件を満たした対象労働者を社会保険の被保険者とする。

- (ハ) 新たに社会保険の被保険者とした対象労働者について、6004のハに定める支給対象期の期間以上継続して雇用し、当該労働者に対して同支給対象期分(勤務をした日数が11日未満の月を除く。)の賃金を支給した事業主であること。
- (ニ) 新たに社会保険の被保険者とした対象労働者について、基本給及び定額で支給されている諸手当を社会保険の適用前と比べて減額していない事業主であること。
- (ホ) 新たに社会保険の被保険者とした対象労働者について、社会保険の被保険者要件を満たすこととなった日以降の全ての期間、雇用保険及び社会保険の被保険者として適用させている事業主であること。
- (ヘ) 新たに社会保険の被保険者とした対象労働者について、週所定労働時間及び社会保険加入状況を明確にした雇用契約書等を作成及び交付している事業主であること。

6003 対象労働者

以下のイからホまでのいずれにも該当する労働者であること。

- イ 週所定労働時間を延長した日又は新たに社会保険の被保険者とした日のいずれか早い方の日の前日から起算して6か月前の日から継続して、支給対象事業主に雇用されている有期雇用労働者等であること。
- ロ 新たに社会保険の被保険者要件を満たし、社会保険の適用を受けることとなった者であって、以下(イ)から(ト)までのいずれかに該当する有期雇用労働者等
 - (イ) 6004イの第1期又は第2期支給対象期分の賃金として、各支給対象期における労働者負担分の社会保険料又は同期間における標準報酬月額及び標準賞与額の合計額の15%のいずれか低い方の額以上の一時的に支給する手当等の支給を受けた労働者
 - (ロ) (イ)に該当した者であって、6004イ(イ)の第3期支給対象期分の賃金として、第1期支給対象期の6か月間における基本給から18%以上増額した基本給等の支給を受けた労働者
 - (ハ) (イ)に該当した者であって、6004イ(ロ)の第3期又は第4期支給対象期分の賃金として、各支給対象期における労働者負担分の社会保険料又は同期間における標準報酬月額及び標準賞与額の合計額の15%のいずれか低い方の額以上の一時的に支給する手当等の支給を受けた労働者
 - (ニ) (ハ)に該当した者であって、6004イ(ロ)の第5期支給対象期分の賃金として、第1期支給対象期の6か月間における基本給の総支給額等から18%以上増額した基本給等の総支給額等の支給を受けた労働者
 - (ホ) (イ)に該当した者であって、6004ロの第3期支給対象期において、6002ロ(イ)に規定する4時間以上の週所定労働時間延長、又は1時間以上4時間未満の週所定労働時間延長及び基本給の増額が講じられた労働者
 - (ヘ) 新たに社会保険の適用を受ける日の前日から起算して1か月前の日から3か月が経過するまでの間に、6002ロ(イ)に規定する4時間以上の週所定労働時間延長、又は1時間以上4時間未満の週所定労働時間延長及び基本給の増額が講じられた労働者
 - (ト) 6002ロ(イ)に規定する4時間以上の週所定労働時間延長、又は1時間以上4時間未満の週所定労働時間延長及び基本給の増額が講じられ、新たに社会保険の被保険者要件を満たすこ

ととなった労働者

- ハ 社会保険の適用日の前日から起算して過去6か月間、社会保険の適用要件を満たしていなかった者であって、かつ支給対象事業主の事業所において過去2年以内に社会保険に加入していなかった者であること。
- ニ 手当等の支給又は労働時間の延長、あるいはその両方の措置を講じた事業所の事業主、又は取締役の3親等以内の親族以外の者であること。
- ホ 支給申請日において離職（本人の都合による離職及び天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が困難となったこと又は本人の責めに帰すべき理由による解雇を除く。）していない者であること。

6004 支給対象期間

- イ 6002のイ(イ)及び(ロ)の措置（手当等支給メニュー）を講じる場合
 - (イ) 6002のイ(イ)の一時的に支給する手当等を1年間支給し、2年目に6002のイ(ロ)の措置を講じる場合、社会保険に適用した日の属する月に係る賃金算定期間の1日目（以下「基準日」という。）から起算して6か月を第1期支給対象期（※）、次の6か月を第2期支給対象期、その次の6か月を第3期支給対象期という。
 - (ロ) 6002のイ(イ)の一時的に支給する手当等を2年間支給し、3年目に6002のイ(ロ)の措置を講じる場合、基準日から起算して6か月を第1期支給対象期（※）、次の6か月を第2期支給対象期、次の6か月を第3期支給対象期、次の6か月を第4期支給対象期、その次の6か月を第5期支給対象期という。
- ロ 6002のイ(イ)及び(ハ)の措置（併用メニュー）を講じる場合
基準日から起算して6か月を第1期支給対象期（※）、次の6か月を第2期支給対象期、その次の6か月を第3期支給対象期という。
- ハ 6002のロの措置（労働時間延長メニュー）を講じる場合
週所定労働時間延長後の6か月を支給対象期という。
- ※ 社会保険に適用した日の属する月の翌月（2か月目）分の賃金から一時的に支給する手当等の支給を開始する場合、社会保険に適用した日の属する月の翌月（2か月目）に係る賃金算定期間の1日目から起算して6か月を第1期支給対象期とする。
但し、基準日から起算して6か月分の賃金支払いにおいて、遡及して1か月目分の一時的に支給する手当等を支給する場合は、前述に依らず、原則どおり、基準日から起算して6か月を第1期支給対象期とする。

6005 支給額

次のイ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額を支給する。

- イ 6002のイ(イ)及び(ロ)の措置（手当等支給メニュー）又は6002のイ(イ)及び(ハ)の措置（併用メニュー）を講じた支給対象事業主である場合。
 - (イ) 6004のイ及びロに定める第1期及び第2期、同イ(ロ)に定める第3期及び第4期の各支給対象期において、有期雇用労働者等の労働者負担分の社会保険料又は同期間における標準報酬月額及び標準賞与額の合計額の15%のいずれか低い方の額以上の額を一時的に支給する手当等として支給した場合、対象労働者1人当たり次の額を支給対象期ごとに支給する。

中小企業事業主 10万円（支給対象期1期あたり）

大企業事業主 7.5万円（支給対象期1期あたり）

(㍑) 6004イ(イ)に定める第3期において、有期雇用労働者等の「第1期における基本給」と比較して18%以上増額した基本給等を支給した場合、対象労働者1人当たり次の額を支給する。

中小企業事業主 30万円

大企業事業主 22.5万円

(ハ) 6004イ(㍑)に定める第5期において、有期雇用労働者等の「第1期における基本給の総支給額」等と比較して18%以上増額した基本給等の総支給額等を支給した場合、対象労働者1人当たり次の額を支給する。

中小企業事業主 10万円

大企業事業主 7.5万円

ロ 6002のイ(イ)及び(ハ)の措置（併用メニュー）又は6002のロ(イ)及び(㍑)の措置（労働時間延長メニュー）を講じた支給対象事業主として、6004ロに定める第3期、及び同ハに定める支給対象期において、以下の(イ)から(ニ)までのいずれかの措置を講じた場合、対象労働者1人当たり次の額を支給する。

(イ) 有期雇用労働者等の週所定労働時間を4時間以上延長した場合

(㍑) 有期雇用労働者等の週所定労働時間を3時間以上4時間未満延長し、延長後の基本給を延長前の基本給から5%以上増額させた場合

(ハ) 有期雇用労働者等の週所定労働時間を2時間以上3時間未満延長し、延長後の基本給を延長前の基本給から10%以上増額させた場合

(ニ) 有期雇用労働者等の週所定労働時間を1時間以上2時間未満延長し、延長後の基本給を延長前の基本給から15%以上増額させた場合

中小企業事業主 30万円

大企業事業主 22.5万円

6006 支給申請期間

6002の支給対象事業主が講じた措置に応じて、6004に定める各支給対象期分の賃金を支給した日（※1）の翌日から起算して2か月間を各支給対象期の支給申請期間とする（※2）。

助成金の支給を受けようとする事業主は、各支給申請期間内に、支給申請書（様式第3号）を管轄労働局長に提出しなければならない。

※1 支給対象期の開始日が賃金締切日の翌日でない場合は、当該日以降の最初の賃金締切日後6か月分（勤務をした日数が11日未満の月（以下「11日未満の月」という。）を除く。但し、6004のイ又はロに定める各支給対象期の期間については、11日未満の月に本人負担分の社会保険料が発生しており、当該負担分の賃金（手当等）を支給する場合は、11日未満の月であっても含める。）の賃金を支給した日。

また、就業規則等の規定により、時間外手当を実績に応じ基本給等とは別に翌月等に支給している場合、支給対象期分の時間外手当が支給される日を、支給対象期分の賃金を支給した日とする（時間外勤務の実績がなく、結果として支給がない場合を含む。）。

※2 6004イ及びロにおいては、各支給対象期の賃金を支給した日の翌日から起算して2か月間

を各期の支給申請期間とし、6004ハにおいては、支給対象期の賃金を支給した日の翌日から起算して2か月間を支給申請期間とする。

6007 添付書類

支給申請書を提出する事業主は、次に掲げる書類（原本又は写し）を添付しなければならない。

<共通>

イ 雇用契約書等（次表のとおり）

A：新たに社会保険の適用を受ける前後の雇用契約書等

B：支給対象期に適用されていた雇用契約書等（Aと全て同様の場合は添付不要）（※1）

C：基本給等の増額又は週所定労働時間の延長前後の雇用契約書等

※1 有期雇用契約の場合は、労働条件に変更が無い場合であっても当該支給対象期に契約更新がある場合には、更新時に交付した雇用契約書等

	6002のイ(イ)及び(ロ)の措置 (手当等支給メニュー)		6002のイ(イ)及び(ハ)の 措置(併用メニュー)	6002のロ(イ)及び(ロ)の措置 (労働時間延長メニュー)
支給 対象期	6004イ(イ)	6004イ(ロ)	6004ロ	6004ハ
第1期	A			C
第2期	B	B	B	
第3期	C	B	C	
第4期		B + C (※2)		
第5期		-		

※2 手当等支給メニューのうち、一時的に支給する手当等を支給開始から2年後に支給終了する場合、第4期支給対象期分の支給申請の際に、第5期支給対象期開始時に6002(ロ)の措置が講じられていることの確認のため、当該措置内容がわかる、第5期支給対象期の当初に交付した雇用契約書等を併せて添付すること

ロ 対象労働者の賃金台帳等（下表のとおり）

	6002のイ(イ)及び(ロ)の措置 (手当等支給メニュー)		6002のイ(イ)及び (ハ)の措置 (併用メニュー)	6002のロ(イ)及び(ロ)の 措置(労働時間延長 メニュー)
支給対 象期	6004 イ(イ)	6004 イ(ロ)	6004 ロ	6004 ハ
第1期	社会保険適用前及び適用後6か月分(※3)			労働時間延長前及び延長後6か月分(※4)
第2期	第2期支給対象期の初日から起算して6か月分			
第3期	第3期支給対象期の初日から起算して6か月分			
第4期		第4期支給対象期の初日 から起算して6か月分		
第5期		第5期支給対象期の初日 から起算して6か月分		

※3 社会保険に適用した日の属する月に係る賃金算定期間の1日目（以下「基準日」とい